

## 総務省政策会議 議事概要

日時 平成22年4月7日(水) 8時～9時

場所 参議院議員会館第一会議室

- 議題 ① 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案  
② 国と地方の協議の場に関する法律案  
③ 地方自治法の一部を改正する法律案

### <主催者等あいさつ>

渡辺総務副大臣、大塚内閣府副大臣よりあいさつ

### <主な意見・質疑>

議題①及び②について大塚内閣府副大臣より、議題③について小川総務大臣政務官より説明をした後、出席者より質疑。

### ○ 地域主権戦略会議について、内閣総理大臣を議長にした理由は。

(大塚副大臣)

- ・ 地域主権戦略会議が実質的にものごとを決め得る組織にするためには、総理のコミットメントがあることを示す必要があると考え、総理を議長にした。
- ・ なお、国と地方の協議の場については、総理は議長と議長代行を指定する権限を有するとともに、協議の場にいつでも出席し発言ができることとなっている。

(逢坂内閣総理大臣補佐官)

- ・ 地域主権戦略会議については、前政権での地方分権改革推進委員会や地方分権改革推進本部で改革が進まなかったことの反省を踏まえ、最終決定権者である総理をトップとする会議の場でものごとを考え、決定していくことにより地域主権改革が政治主導で早く進むだろうと考え総理を議長にした。
- ・ 国と地方の協議の場については、地方には総理の職に相当するような地位で地方全体について責任を持つ者がいない一方で、国政の最終決定権者たる総理を議長にすると均衡を欠くということ、また、総理を議員とする協議の場で意志決定をすると、それが即、内閣の方針となってしまうことなどを鑑み、総理を議長にせず、また、正式な議員にもしていない。ただし、地方の側からすると、国と協議をする場において総理の関わりがあるということは意味を持つことから、総理が議長と議長代行を指定し、また、協議の場へ出席・発言ができるようにする規定を設けることで、総理の協議への関与度合いを明確にした。

### ○ 国と地方の協議の場について、地方六団体の代表が議員になっているものの、全人口の約2割を占める政令市の代表は議員になっていない。政令市の代表を議員にしていないのはなぜか。それとも今後議員とする予定はあるのか。

(逢坂補佐官)

- ・ 地方六団体は、地方自治法で規定する全国的連合組織に当たるため、その代表

を議員にした。様々な市のカテゴリーがある中で、政令市の代表を議員に入れるとなると、他のカテゴリーの市についても検討を要することになることから、まずは地方自治法で規定する全国的連合組織に当たる地方六団体の代表を議員にした。

- ・ 政令市等の問題を議論する必要がある場合には、臨時の議員を指名し協議の場に参加することを可能とする規定を設けており、その規定により、政令市の代表が協議に参加することも可能。

○ 義務付け・枠付けの見直しについては、省庁間との協議は全て終了しているのか。また、一括交付金化については、各省庁との協議において良い回答が得られていないという報道もあるが、そのような状況の中で、今後どのように協議を進めていくつもりか。

(大塚副大臣)

- ・ 今回の義務付け・枠付けの見直しですべて終わりにするのではなく、今後、第2次見直しを行なうことを予定している。今回の法案には、第1次見直しで各省庁との協議が済んだものを盛り込んでいる。
- ・ 義務付け・枠付けの見直しとひもつき補助金の廃止は、各論になると、各省庁の立場もあり協議が滞ることもあるので、それを乗り越えるための議論の場として地域主権戦略会議を設置した。

(渡辺副大臣)

- ・ 総務省においても、省庁の縦割りを打破できないというようなことは許されないという使命感を持ち、義務付け・枠付けの見直しを原口大臣の強いリーダーシップの下に進めていく。

(逢坂補佐官)

- ・ 今回の地域主権推進一括法案については、昨年の地方分権改革推進委員会の第三次勧告分、特に地方から要望の強かった104条項について各省と協議を行ない、その結果、41の法律について義務付け・枠付けを見直すことになった。現在、第一次勧告分、およそ800条項について見直しの協議を行なっている。その結果、3月中に6割程度は各省庁から見直しが可能であるとの回答を得ている。
- ・ 他方、権限委譲については、現在のところ、2割から3割程度しか委譲が可能との回答を得られていない。そのような状況を受け、先日の地域主権戦略会議で各省庁からの回答状況を総理に報告し、総理から、「現政権は地域主権改革を行なうためにやっており、各省庁は、考え方を変えなければならない」との発言があった。さらに、4月2日の閣僚懇談会では、全閣僚に対し、「地域主権改革は現政権の一丁目一番地だから、できないのではなくてやるのだ、という意識を持って回答をするように。」との発言があった。
- ・ その結果、4月中に再度、各省庁から総理の発言を踏まえた回答をもらい、見直しができない場合は、地域主権戦略会議の場でその理由を説明してもらうことになっている。納得のいく説明が得られない場合は、義務付け・枠付けの見直しと権限委譲を行なうという決定をする方針となった。このように、総理の非常に強いリーダーシップの下に進めて行く予定である。

- 今回の地方自治法の改正により、法定受託事務に係る事件についても、条例で議会の議決事件として定めることができるようになり、また、行政機関等の共同設置について長の内部組織を共同設置できるようになるとのことだが、これらについて具体的な事例を挙げて説明してほしい。

(自治行政局長)

- ・ 議決事件の範囲の拡大については、自治事務になっておらず、かつ、法律に基づき作られる計画が主として議決事件として追加されるものと考えられる。
- ・ 長の内部組織の共同設置については、これまでは小さな市町村同士が事務を効率的に行っていくための方策として、市町村合併で対応してきたが、3月26日に成立した合併特例法改正法をもって、全国的な合併推進運動は一区切りすることとなった。今後は、小さな市町村がきちんと仕事をしていく方策として、現在行なわれている一部事務組合や広域連合、事務の委託等に加えて、長の内部組織である市町村の部や課の共同設置を認めることとした。これは、保健福祉など専門的な事務については、専門的な職員を各市町村で十分に確保できないことが多いため、そのような分野の事務については、複数の市町村で部や課を共同設置して、そこに職員をプールして事務を効率的に行なっていくという考え方等が背景にある。

(逢坂補佐官)

- ・ 長の内部組織の共同設置については、例えば、税の賦課徴収や滞納処分は市町村により事務の内容が異なるような性格のものではないため、長の内部組織の共同設置によって対処していくことが有効であると考えられる。

- 近年、地方議会が、住民訴訟の係属中に紛争の対象となっている損害賠償請求権を放棄する議決を行なった事例が見られるが、平成21年6月16日に地方制度調査会から「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」がなされ、その中で、損害賠償請求権の放棄を制限するような措置を講ずるべきとの提言がなされている。この点について地方自治法の改正により措置しないと、自由度が増すばかりで責任を負わない自治体が増えてしまうことになりかねないので、改正を検討願いたい。

- 内閣府の政策会議でも検討をお願いしたが、地域主権改革は、一括交付金化や出先機関改革が国家公務員の定数配分の変更等を伴う点で国家公務員制度改革と密接に関連しているため、地域主権戦略会議と国家公務員制度改革本部の構成員を同じにすることを検討してほしい。

(大塚副大臣)

- ・ 御指摘のとおり、国と地方の役割分担を変えることと公務員制度改革は表裏一体のものであると考えられるため、次回の地域主権戦略会議で、総理に報告する。

- 国と地方の協議の場に関する法律案について、「協議が整った事項については、議員・臨時の議員は、協議結果を尊重しなければならない」とあるが、「協議が整った」とは全議員が合意したという意味か。また、協議が整った事項については、

誰が説明責任を負うことになるのか。

(大塚副大臣)

- ・ 「協議が整った」とは、協議の場で一定の方向性が決まったことを意味する。協議が整った事項については、地域主権戦略会議の全議員が説明責任を負うことになるが、議員には内閣官房長官も含まれるため、政府としても内閣官房長官が説明責任を負うことになる。
- 協議の場に出席する地方の代表者は、代表する地方から全権委任を受けて協議の場に出席しているものとみなされるのか。

(逢坂補佐官)

- ・ その点については、この法案を検討するために開いた国と地方の検討会でも議論になった。地方六団体は地方の代表として協議に出席するが、地方六団体は協議で決定した事項について全自治体について指示・命令できるような体制には必ずしもなっていない。そのため、協議結果については、ある種の余裕幅を持たせたものになると思う。ただし、その検討会の場において地方側の代表者から、協議が整った事項については、最大限の責任を負いたいとの発言があった。
- 現政権の地域主権改革の方針には賛成だが、地方は、改革によって財源を与えられても、そのための事務を執行できる有能な人材を確保できるかを懸念している。この点についてはどのように考えているのか。

(大塚副大臣)

- ・ 国と地方の役割の変更は、我が国のビジネスモデルに関わる話であり、地方にどれだけ有能な人材を投入できるかは非常に大きな問題である。それは、先述のとおり、公務員制度改革とも密接に関連し我が国の人材登用の在り方に関わる問題であるため、引き続き検討して参りたい。